

【資料1】(27.10.6)
総合教育会議

嬉野市教育大綱 (案)

～歓声が聞こえる嬉野市～

☆心豊かでたくましい『嬉野っ子』の育成☆

嬉 野 市

平成27年 月

はじめに

今日の社会は、急激にグローバル化、高度情報化や少子・高齢化が進行していることにより、社会生活のあらゆる面が大きく変化し、地域社会では人と人とのつながりが希薄化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このたび、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化など教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。改正された法律では、新たに市長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が義務付けられ、この総合教育会議において、教育委員会と協議して教育の振興に関する施策の大綱を策定することとされました。

嬉野市では、市政の最上位計画である平成26年に策定した「嬉野市総合計画後期基本計画」において、「豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち」を目指し、教育分野の政策展開を図っています。また、嬉野市教育委員会でも、嬉野市総合計画の「歓声が聞こえる嬉野市」を目指して、嬉野市の子ども達が“心豊かでたくましい『嬉野っ子』の育成ができる教育”を実現するため、中期の教育ビジョン「嬉野市教育基本計画」を策定しています。本市では、それぞれの計画を尊重しながら、教育を一層充実させ、地域を支える心豊かでたくましい人材を育て、教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るための総合的な施策の大綱を定めました。

平成27年 月

嬉野市長 谷口 太一郎

1 教育大綱(仮称)の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。嬉野市総合計画後期基本計画に定めるまちづくりの方針を踏まえ、その他関連計画との整合性を図り、嬉野市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。

2 教育大綱(仮称)の対象期間

本大綱の対象期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化等により見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整を行うものとします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
嬉野市総合計画後期基本計画						
		嬉野市教育大綱				
	嬉野市教育基本計画					
		嬉野市子ども子育て支援事業計画				
		嬉野市文化振興計画				
		嬉野市総合戦略				

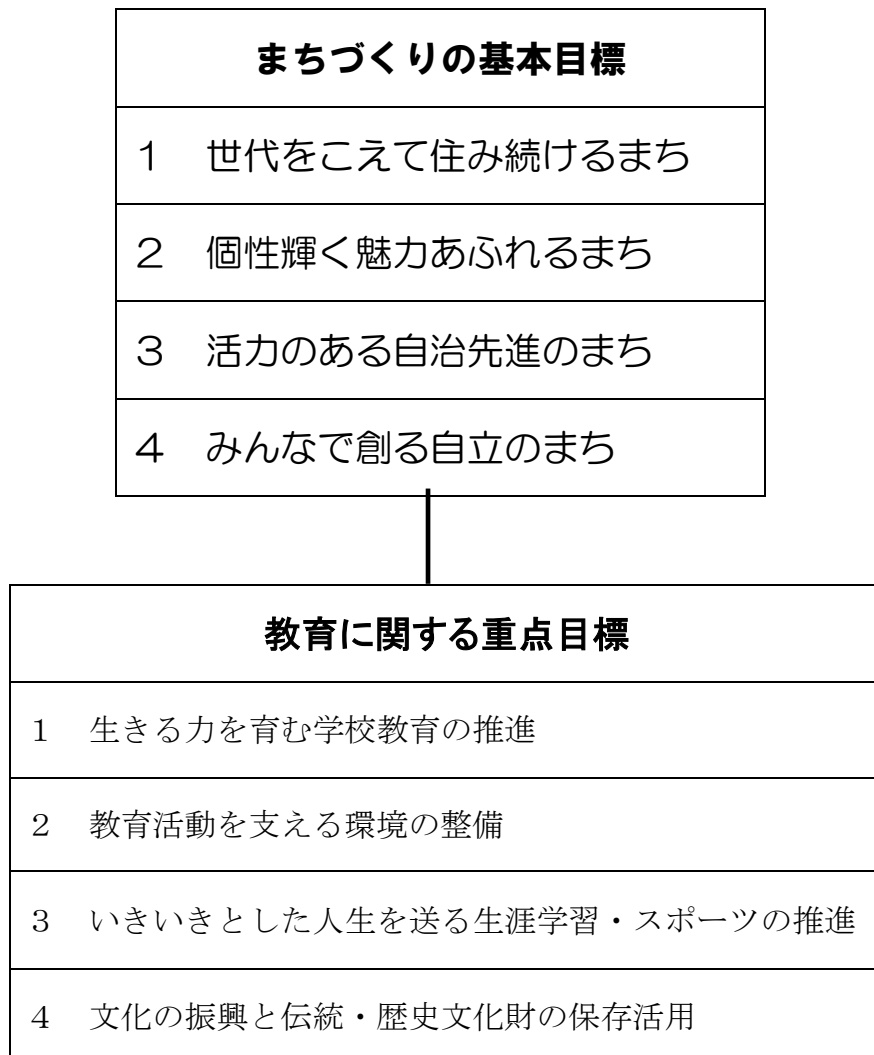
3 基本目標

「豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち」の実現を目指して、市民一人ひとりがつながり、ともに支えあい、学びあって、夢や生きがいをもって豊かな人生を送ることができるような**まちづくり**を目指します。そのためには、家庭・地域・学校が協働し、子どもから高齢者まで市民が一体となって**学び続けることができるような施策を展開していきます**。

また、本市は「ひとにやさしいまちづくり」を掲げており、**すべての市民が共に学び、いきいきとした人生を送ることができるよう全員参加型の社会の構築**を目指します。

4 重点目標及び重点事項(施策)

嬉野市教育施策の体系



重点目標 1 生きる力を育む学校教育の推進

新学習指導要領により行われている学校教育においても、旧学習指導要領の重要な要素である「生きる力」を育むことが引き継がれています。「生きる力」を育むためには、『確かな学力・豊かな人間性・健康な体』の3つをバランスよく身につけさせることが重要であると考えます。教育の一元化のもと、学校・家庭・地域が一体となった幅広い連携を強化していき、地域に根付いた地域ぐるみの開かれた特色ある学校づくりの推進を図っていきます。

重点事項① 確かな学力の育成

教職員は、確かな学力についての認識を十分に持ち、指導と評価の一体化を図り、子どもたちにじっくり学ばせ、活動させ、基礎・基本の確実な定着はもちろん、一人ひとりのよさや可能性を伸ばすために、発展的な学習を含め子どもの特性を生かした学習の充実と個に応じた指導の一層の工夫改善に努めていきます。また、家庭での学習習慣をはじめとして、家庭と一体となった指導の工夫改善を図っていきます。さらに、小中学校の9年間を見通した「小中連携・小中一貫教育」確立までの3（スリー）ステップに係る学校経営方針、目指す子ども像、学校運営、施設・備品、学習指導、生徒指導、学校行事、児童生徒会活動、校内研修会職員研修、地域連携学校運営協議会、PTAについて一貫した方針で、教育活動の充実を図っていきます。

家庭環境の違いに関わらず、均等に学習機会が与えられ、学習支援が受けられるよう学びの場の提供に努めていきます。

重点事項② 豊かな人間性を培う心の教育の推進

生命を尊重する心、思いやりの心、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視し、道徳教育等を通して心の教育の充実を図っていきます。

嬉野学（郷土を学び、郷土で学び、郷土を生かし、郷土を育てる学習）を学習することを通して、嬉野市を愛する心を育てるとともに、地域と連携した心の教育を推進し、ひいては、嬉野市を育て担う子どもを育成していきます。また、『嬉野市副読本「生きる力」の教科書』を活用し、今後出遭うかもしれない様々な問題に対して自己解決力や自己防衛力とともに規範意識を育てていきます。

子どもにかかわる諸問題（不登校やさまざまな問題行動）に対応するために、学校・家庭・地域・関係機関等と連携して生徒指導、教育相談等を進めていきます。

いじめは、どの学校でも、そして学校の内外を問わず起こり得るという認識のもと、市、教育委員会、学校は、積極的な実態把握、情報を共有する校内体制づくり、いじめを出さない・許さない学級づくり、PTAや地域及び関係機関との連携体制づくり等を総合的に推進していきます。

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう教育を充実するとともに、**特別な配慮や支援を必要とする児童生**

徒を理解し、共に学ぶことができる環境づくりを構築していきます。

さらに、子どもの健全な食生活実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進していきます。

重点事項③ 教職員の資質や指導力の向上

子ども、保護者、地域社会の信頼に応え、学校教育の充実・発展に専念するという教育公務員としての教師に課せられた大きな使命を果たすため、教職員は今日的課題に即した意識改革を行う必要があります。また、その使命を達成するために、広い教養と豊かな人間性、深い教育的愛情や専門的な指導力と自らを厳しく律する態度が大切であることを認識し、日ごろから研究と修養に努めます。

重点事項④ 社会の変化に対応した教育の推進

社会が大きく変化し様々な教育課題がある中で、学校は保護者や地域住民の協力を得て、教育活動を展開していくことが必要であり、子どもたちはもちろん、保護者や地域から信頼される学校づくりが大切であると考えます。

そのために、校長、教頭の強力なリーダーシップのもと、教育活動や学校運営の状況について、自己評価や学校関係者評価を充実させ、教育活動に対する支援・協力体制を確立し、学校の教育活動や学校運営の改善に取り組み、諸教育課題について教育委員、学校関係者、市関係部局等と共有し、解決に努めていきます。

また、教育の情報化の推進にあたっては、ICTの利活用について、効果を検証しながら進め、高度情報化社会に対応できる情報処理能力を育てるとともに、分かりやすい効果的な授業の創造や、校務の効率化を図っていきます。

重点事項⑤ 地域ぐるみの教育の推進(地域運営学校の推進)

本市が推進する教育の一元化を図るためには、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもの教育に当たっていくことが必要であると考えます。

そのためには、学校運営協議会を活性化し、ボランティア団体等の更なる有効活用を図りながら、「地域の子どもは地域で守り育てる」といった気運を醸成するため、学校運営協議会を地域コミュニティの組織に位置付け、更なる連携強化を行っていきます。学校運営に地域からの声を取り入れることにより学校マネジメント力を向上させ、学校の資源を積極的に地域の活動に提供することによって、地域住民が学校の教育活動を支援し、ひいては学校教育の質を向上させ、「新しい公共」型学校の意識を育むことを目標として、学校運営協議会や地域コミュニティとの連携強化を推進していきます。

重点目標 2 教育活動を支える環境の整備

市民に提供する教育は、質の維持・向上が必要です。そのためには、教育内容はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全・安心など教育を取り巻く様々な環境について

も、より良い環境が求められています。

本市ではこれまで、学校施設をはじめ、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設の計画的な整備に努めてきました。これに加え、学校教育の場においては、児童生徒の安全・安心対策や、学校給食、**教育支援**など、子どもたちの教育環境の充実に努めております。また、市民のライフステージに応じた様々な学習活動を支える環境整備にも努めてきております。

今後は、こうした環境整備に加えて、様々な教育課題への的確かつ迅速な対応を**図る**ため、教育委員会や地域と連携をはかりながら、地域の実情に即した教育行政を展開していきます。

重点事項① 安全・安心、快適で質の高い教育環境の整備

本市では、幼児期から高齢期にいたるまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした良質な教育環境の整備に努めます。

(1) 学校施設・設備の整備

校舎や体育館については、そこで学ぶ児童生徒の安全を確保するとともに、災害時には市民の避難施設になることも考慮し、**特別な配慮や支援を必要とする児童生徒**や市民にも配慮したユニバーサルデザイン化を基調とした施設の整備を進めます。また、学習手段として常用性が増すICTの環境整備については、教育の水準を上げるために効果的なものを推進していきます。

校内や通学路に関しても児童生徒を事件・事故・災害から守るための適切な安全管理の充実に努めていきます。

(2) 学校教育支援

児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、それに応じたサポートができる支援体制を推進していきます。

(3) 社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の基盤整備

社会教育活動・スポーツ活動・文化活動の充実には、その活動の基盤となる施設整備が必要です。そのため、施設の安全確保をはかるとともに市全体の施設整備との整合性をはかりながら計画的な整備を進めていきます。

重点事項② 地域(コミュニティ)と学校教育の共生

少子・高齢化が進展し、子どもたちを取り巻く環境や家庭の状況、地域コミュニティの姿も変化する中で、ソフト・ハードの両面で学校の役割が重視されています。

学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、地方創生の核となる地域コミュニティの中心としての役割を果たしています。このため、こうした学校の持つ潜在力を十分に発揮するためには、学校と地域が連携・協議し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決していく体制を構築するとともに、学校施設の機能を高めるための条件整備を進めていきます。

コミュニティスクールを核とした地域とともにある学校づくりの推進のために、各地域コミュニティの活性化を推進していきます。

重点目標3 いきいきとした人生を送る生涯学習・スポーツの推進

21世紀の我が国は、誰でもが自らの能力と努力によって自己の未来を切り開きその夢や志を実現することができるような、柔軟で活力ある社会を創造していくことが求められています。また、社会が多様に、かつ急激に変化する中で市民にとっては学習による自己確立だけでなく、全ての市民が社会を構成する要員として社会参加と交流ができる環境が必要となっています。また、地域コミュニティの設立により地域力の向上をささえる個々の意識の高揚も求められるようになっていきます。

このため、社会のさまざまな教育・学習システムを総合的に捉えその連携を深め、生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択し、一人ひとりが学ぶことによって、自立した豊かで生きがいのある生活を送ることができるように、生涯学習のまちづくりの施策を展開していきます。特に少子・高齢化が加速する中、青少年には「生きる力」を、高齢者には「生きがい」を育むように推進していきます。

重点事項① 生涯学習の推進

(1) 学習の機会の拡充と支援体制の確立

市民の学習ニーズが多様化、高度化しつつある現在、人々が多様な学習活動に主体的に取り組み、活動の範囲や内容を拡大し、深めたりできるように、市民の自主的な学習活動の喚起と支援体制の確立に努めていきます。

(2) 新しい絆の発見

地域社会での社会福祉・青少年・環境保全・国際交流等の諸活動は、人と人との出会いや新しい友との融合の場になり、人間同士の結びつきが強まってネットワークが深められ、新しい絆の発見に結びつくものです。これらの場で得た絆を地域コミュニティの活動推進の基として、さまざまな地域活動の活性化に結び付け、生きがいを育むことができるような生涯学習のまちづくりを推進していきます。

(3) 地域活動の拡充・活性化と基盤づくり

まちづくりの基本である人づくりを進めるため、生涯学習を充実させ、地域社会の活性化に向けての基盤を整備していきます。「活力ある地域づくり」と「生涯学習の推進」は相互に関連するものとして推進し、地域コミュニティとの連携を図っていきます。

(4) 人権尊重と男女共同参画社会の形成

真に豊かな地域社会を築いていくためには、男女がその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が必要であると考えます。この理念のもとに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において男女共同参画を推進していきます。

重点事項② 青少年教育の推進

(1) 教育の一元化

学校・家庭・地域の相互連携、協力体制の整備に努め、地域活動、奉仕活動や自然体験活動などの学校外の活動の充実・拡大を推進していきます。

(2) 乳幼児期の教育

保健、福祉、教育の各部門の連携により、妊婦の指導や乳幼児期の発育相談など子どもが生まれる時点での心と体の健康対策を充実するとともに、家庭教育学級や子育てグループ、サポーター等の育成・支援など保護者の学習機会の充実に努めていきます。

(3) 少年期の教育

少年期の健全で健やかな発達のために、人間関係を大切にし、他の人たちと協同して物事に取り組むことを通して、他人を思いやる心などを身につけられるように生きる力を育成していきます。また、家庭教育支援体制の充実や市民総参加による健全育成活動の推進に取り組んでいきます。

(4) 青年期の教育

青年期における自立を暖かく見守り、また、情緒的不安を取り除くために、学習を通して多くの仲間との絆づくりができるように、多様な学習の機会と場を設置し、社会参加を促すような活動の場を設けることに努めていきます。

重点事項③ スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

関係団体と連携を図りながら、競技力の向上、指導者育成など市民スポーツの振興に努め、市民誰もが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを推進していきます。

(2) スポーツ施設の充実

社会体育施設の計画的な整備・充実と共用する学校体育施設の整備、開放に努めていきます。

重点目標 4 文化の振興と伝統・歴史文化の保存活用

本市の歴史的文化財は、先人たちがその地域の豊かな自然や風土の中で育み継承してきたもので、今なお、地域の人々の心のよりどころとして生き続けています。市民一人ひとりがふるさとの歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識することによって地域文

化を発展させ、価値ある歴史的文化財を後世に伝えることが可能となります。そのため
の調査・研究を行い、積極的に公開・活用して潤いのあるまちづくりに努めていきます。

関連団体や研究者との連携により文化振興策の推進に努めていきます。

重点事項① 文化を振興し、親しむ環境の整備

本市の歴史と文化の土壌を守り、さらに発展向上を図るため、市民自ら参加し、創造
する文化活動を育成・支援し、新しい分野の発掘、後継者の育成に努めていきます。こ
のためには、文化施設を一層充実するとともに「創る、観る、触れあう、参加する」な
どの活動を推進していきます。

また、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や、市民が参加・創造する文化事業を実施し、
あらゆる層あらゆる世代の市民が潤いのある文化的な生活を営み、いきいきとした人生
の創造を支援する文化振興施策を推進していきます。

重点事項② 歴史的文化財の保存と活用

ふるさとの歴史的文化財は、先人たちがその地域の自然や風土の中で育て伝え残した
もので、私たちの祖先がそれぞれの時代の中で生きてきた証であり、今もなお地域の人々
の心のよりどころとして生活の中に生きています。このような歴史的文化遺産を後
世に伝えるために文化財保護の高揚に努め、文化財の指定や保存、公開に努めていきま
す。

さらに、地域に伝わる伝統的な祭り、行事、芸能、技術等の民俗文化財を生活に息づ
く大切な文化遺産として保存、継承し、次代を担う子どもたちに伝えていく活動の支援
に努めていきます。